

施設長	園 長	部 長	記録者
			

社会福祉法人駿河会 平成 29 年度 第 2 回 地域密着型サービス運営推進会議【薬科】

日時 平成 30 年 3 月 29 日 13:30～14:00
 会場 ラポーレ駿河相談室
 出席者 玉田直文 芳澤ひろ子 村田雄二
 森谷正義 三浦勝己 森 朝世
 後藤友紀 小黒達也 (薬科包括)

事務局 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。
 では、早速ですが駿河会の地域密着型サービス運営推進会議を始めたいと思います。

はじめの挨拶

玉田 本日はお集まりいただきありがとうございます。
 4 月から介護保険が改定となることをうけ、駿河会としても地域の方々により良いサービスの提供を目指していきたいと思います。
 皆様から忌憚のない意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 平成 29 年度における第 2 回目の運営推進会議となります。
 今回の議題としては、今年度運営実績の報告と、平成 30 年 4 月より介護保険が改定となる事に対する、各事業所の対応内容についてご報告させていただきます。

では、こだま、嘉響の順で、各担当者から報告します。

こだま（小黒） ・平成 29 年 6 月より、地域密着型通所介護デイサービスセンターこだまへと移行した事に伴う反響について。
 ・総合事業における実績。
 ・平成 30 年 4 月以降の取り組みについて。

嘉響（後藤） ・平成 29 年度実績報告。
 ・地域での取り組み。
 ・平成 30 年 4 月以降の取り組みについて。

事務局

以上がこだま、嘉響からの報告となります。

各担当者は、もっとお話ししたい事があると思います。

森谷さん、三浦さん、森さん、「こんなことを聞いてみたい」というような事がありますか？

森谷委員

羽鳥地区でも「おしゃべり会」という催しを年2回行っており、130名ほどの参加がありますが、その会の中で俳句などの活動も行っています。高齢の方にはなじみやすい活動で、とても盛り上がる活動なので、嘉響で行っている俳句を冊子にする活動はとても良い活動だと思います。

三浦委員

とてもすばらしい活動を行われていると思います。昨今の地域貢献については各地区でそれぞれの社会福祉法人がその地域に向けた取り組みを行い、PRしているのを耳にします。駿河会においても、行っている地域貢献についてももう少しPRしていくとよいのではないのでしょうか。

森委員

デイサービスに来る人のなかで、話すことが好きな人・嫌いな人いると思いますが、自分が経験してきたことや知っている知識を人に話したいという気持ちは誰しもが持っていると思います。職員が利用者に寄り添って話を聞く、引き出すといった取り組みはとても良いものだと思います。私自身もデイサービスを利用する立場になったとき、そういった取り組みのところならワクワクしていけると思います。

事務局

次回の運営推進会議は、平成30年10月月に行いたいと考えております。

平成30年度は、介護保険・医療保険共に制度改定を行う節目の年となります。

例えば、現時点で発表されている内容の中では、「介護保険サービス利用者負担割合3割」

「要介護認定の期間延長」（別紙参照）などがあげられます。

次回の運営推進会議においては、4月以降に各事業所で取り組む内容についての経過報告を中心に行いたいと思います。

準備ができ次第ご連絡差し上げるように致します。ありがとうございました。

終わりの挨拶

芳澤

皆様、様々なご意見ありがとうございました。

今日頂いた意見を参考に、これからも取り組んでいきたいと思いますので、これからもよろしく願います。

施設長	園 長	部 長	記録者
			



社会福祉法人駿河会 平成 29 年度 第 1 回 地域密着型サービス運営推進会議【薬科】

日時 平成 29 年 10 月 26 日 13:30～14:00

会場 ラボール駿河相談室

出席者 玉田直文 芳澤ひろ子 村田雄二
森谷正義 三浦勝己 森 朝世
後藤友紀 小黒達也 (薬科包括)

事務局 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。
では、早速ですが駿河会の地域密着型サービス運営推進会議を始めたいと思います。

はじめの挨拶

玉田 日頃より駿河会の事業運営にご理解を頂きましてありがとうございます。
本日はせっかくの機会になりますので、忌憚のないご意見を頂き、今後も良い運営につなげて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

29 年度における第 1 回目の運営推進会議となります。
今回の議題としては、上半期における事業の実施状況について、主に 29 年 4 月より実施となった総合事業の内容を含め、報告いたします。また、地域における活動状況についても合わせて報告いたします。

では、こだま、嘉響の順で、各担当者から報告します。

こだま（小黒） ・平成 29 年 6 月より、「認知症対応型通所介護 晃の園デイサービスセンター」から
「地域密着型通所介護 デイサービスセンターこだまへと移行。
・総合事業における実績。
・地域での取組。(7/15、コミュニティスペース羽鳥にて福祉用具体験会実施)

嘉響（後藤）

・総合事業における実績。
・事業対象者としての通所介護利用。
・地域での取組。(10/18、清沢こども園へぞうきん寄贈)



事務局

以上がこだま、嘉響における上半期の報告となります。

各担当者は、もっとお話ししたい事があると思います。

森谷さん、三浦さん、森さん、「こんなことを聞いてみたい」というような事がありますか？

三浦委員

駿河会さんの活動では、羽鳥で認知症カフェや子供食堂を行っているという話を聞いています。地域の広報誌でも取り上げられた記事を拝見しました。地域の中で活動することは良いと感じています。

森委員

昨今は制度が変わっていくことが多くなり、すべてを理解するのはとても大変に感じています。私の地区（小布杉）では、川を挟んで静岡市と藤枝市に分かれており、静岡市のデイサービスを使える人とそうでない人が同地区にいるという現状があり、もっとサービスを利用しやすい環境になれば良いと思っています。

藁科包括(森主氏) 地域によってそれぞれの実情があると思います。実際にサービス利用で困った事があれば行政にかけあうという方法もあるので、是非相談を頂ければと思います。

事務局

次回の運営推進会議は、3月に行いたいと考えております。

平成30年度は、介護保険・医療保険共に制度改定を行う節目の年となります。

例えば、現時点で発表されている内容の中では、「介護保険サービス利用者負担割合3割」「要介護認定の期間延長」（別紙参照）などがあげられます。

次回の運営推進会議においては、制度改定に対する各事業所の対応を中心にご報告できればと思っています。

準備ができ次第ご連絡差し上げるように致します。ありがとうございました。

終わりの挨拶

玉田

様々なご意見を頂きありがとうございました。

今日頂いたご意見をもとに、デイサービスに限らず駿河会という法人として地域を支えるための方策を考え、実践していきたいと思っています。

本日はありがとうございました。



利用者負担のあり方

見直し内容

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、

- ① 高額介護サービス費の「一般区分」の月額上限額を医療保険並みに引き上げる。ただし、1割負担者のみの世帯については、年間上限額を設定。(37,200円×12か月：446,400円)【平成29年8月施行】
- ② 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【法案提出予定。成立した場合、平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入 280万円以上 (※2)	2割
年金収入 280万円未満	1割

【高額介護サービス費】

	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当(※3)	44,400円
一般	37,200円 ⇒ 44,400円
	+ 年間上限額の設定 (1割負担者のみの世帯)
市町村民税世帯非課税等	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円

【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)

現行制度の2割負担者：45万人

受給者全体：496万人

1割負担者に対する年間上限額の設定
1割負担者(年金収入280万円未満)のみの世帯については、過大な負担とならないよう、年間の負担総額が現行の負担最大額を超えない仕組みとする。(3年間の時限措置)年間上限額：446,400円 (37,200円×12)

※3 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)

※1 具体的な基準は今後政令で定めることとなる。現時点では、合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上を想定している。これは、年金収入プラスその他所得ベースにすると340万円以上に相当する。(年金収入だけの場合は344万円となる。)

※2 合計所得金額160万円以上だが、年金収入ベースにすると280万円以上に相当する。

要介護認定の見直し等について

対応案

要介護認定に係る事務負担の軽減について

①更新認定の有効期間のさらなる延長

- 新規・区分変更申請において、12か月経過時点で要介護度が不変である者の割合が4～5割であることとの均衡を鑑み、認定事務の処理件数の減に伴う事務職員等の負担軽減を図るため、更新認定有効期間の上限を36か月に延長することを可能とする。

	要介護度が変わらない者の割合			
	6か月後	12か月後	24か月後	36か月後
新規認定	81.3%	45.7%	34.0%	24.9%
区分変更認定	84.7%	48.2%	36.9%	26.4%
更新認定	93.7%	86.0%	61.0%	40.7%

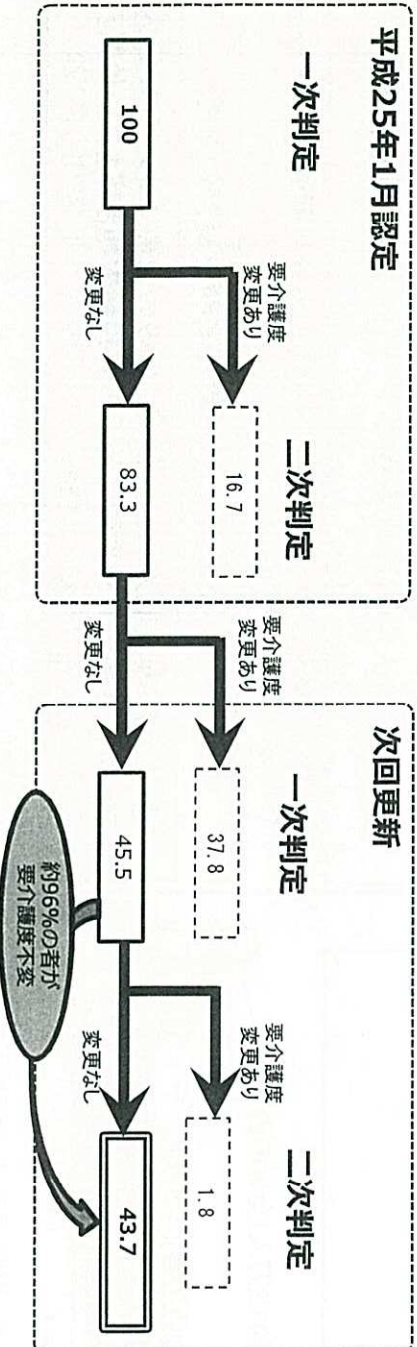
※転出等により要介護認定データの経過を突合できない者を除く
※有効期間が満了していない者については、直近の認定結果を使用

出典：介護保険総合データベース 平成28年7月15日集計分

②介護認定審査会における審査の簡素化

- 認定調査等の内容が長期に渡り状態が変化していない（状態安定）者については、要介護度もまた不変である蓋然性が高いことが想定されることから、審査会委員等の事務負担の軽減を図るため、状態安定者について二次判定の手続きを簡素化することを可能とする。

※状態が安定しているかどうかを確認する際の具体的な要件については、要介護認定の実態研究を実施し、その結論等を踏まえ設定することとする。



※平成25年1月に一次判定（新規・区分変更・更新）を実施した者を100としたとき、「二次判定」→「次回更新の一次判定」→「二次判定」の過程で要介護度の変化が生じなかった者の数を百分率で表示した。更新申請を行わなかった等の理由により次回更新の二次判定に至らなかった者は母数から除外している。

出典：介護保険総合データベース 平成28年8月15日集計分

サービス利用までの流れ

新総合事業には、要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(事業対象者)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

65歳以上の方

地域包括支援センター又は
各区高齢介護課に相談します

地域包括支援センターでの相談の結果、
認定をおすすめする場合があります。

要介護(要支援)
認定を受けます



NEW

地域包括支援センターで、
基本チェックリストを実施します

要介護
1～5の方

非該当の方

生活機能の低下が
みられた方
(事業対象者)

自立した生活が
送れる方

介護サービスが
利用できます
(利用までの流れは
P12)

介護予防サービスが
利用できます
(利用までの流れはP12)

介護予防
ケアマネジメント

地域包括支援センターと、本人や家族が
話し合い、ケアプランを
作成します。

※地域包括支援センターから委託を
受けた居宅介護支援事業者が
作成することもできます。



基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

介護予防・生活支援サービス事業
が利用できます。

65歳以上の方

一般介護予防事業
が利用できます。

新総合事業

※ 事業対象者としてサービスを利用している、いつでも要介護(要支援)認定を申請することができます。

